年 月 日

日出町農業委員会 会長 殿

申請都 <譲渡 <i>/</i> 住 所	人・貸人>		<	譲受人·借人> 住 所	
<u>ふりが</u> 氏 名			(f)	ふりがな 氏名	(fi)
干	「記農地(採草放牧地) につ	NT {	所 有 賃 貸 使用貸借によ その他使用4	る権利 を シャ おっぱ まっぱ ま	年間)
L	たいので、農地法第3条第1	1項に規定	とする許可を申	請します。 (該当内容に〇をつけてください。)	
			記		
1.申請当	当事者の氏名(名称)、住所、	職業及び	バ年齢		
当事者	氏 名	年齢	職業	現住所	備考
譲渡人					

2.許可を受けようとする土地の所在地等

所 在 地 番	地目	面。積	対価、賃料等 の額(円)	所有者の氏名	設定されて	
// II. 20 H	登記簿 現 況	(m^2)	[10a当たり]	(現所有者が登記) 簿と異なる場合	権利の種類、 内容	権利者の氏名 又は名称

3.権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	

(記載要領)

貸人 譲受人 借人

- 1 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、住所又は所在地を、氏名または法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款または 寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定または移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を 添付してください。
- 4 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引き渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び周期並びに裏作の概要を併せて記載してください。

記載例

農地法第3条の規定による許可申請書



日出町農業委員会 会長 殿

申請者

<譲渡人・貸人>

<譲受人・借人>

住所 日出町大字〇〇0000番地0

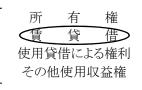
氏名 日出 太郎



 住所
 日出町0000番地

 氏名
 速見 次郎

下記農地(採草放牧地)について





したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。 (該当内容に〇をつけてください。)

記

1.申請当事者の氏名(名称)、住所、職業及び年齢

当事者	氏 名	年齢	職業	現住所	備考
譲渡人 貸人	日出 太郎	00	00	月出町大字〇〇0000番地0	
譲受人 借人	速見次郎		$\Delta\Delta$	月出町0000番地	

2.許可を受けようとする土地の所在地等

所 在	地目		面積	対価、賃料等 の額(円)	所有者の氏名 又は名称	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
地 番	登記簿	現 況	(m^2)	(10a当たり)	(現所有者が登記) 簿と異なる場合	権利の種類、 内容	権利者の氏名 又は名称
日出町大字□□字□□番地	囲	Ħ	1,500	00万円			
日出町大字□□字□□番地	畑	畑	500	00万円 「000円/a]	00 00		
以下余白							

3.権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

- ・許可日より直ちに所有権移転(売買)
- ・平成〇〇年〇〇月〇〇日より5年間の賃貸借契約を締結する。

(記載要領)

- 1 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、住所又は所在地を、氏名または法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款または 寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定または移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を 添付してください。
- 4 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引き渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び周期並びに裏作の概要を併せて記載してください。

農地法許可申請書添付書類(3条・18条)

書類	3 条	18 条	備	交 付
土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る)	0	0	申請地土地1筆ごと ※発行後3か月以内	杵築法務局
個人住民票	0		讓受人…住民票謄本(世帯全員) 譲渡人…住民票抄本(本人分)	市町村役場
個八任氏宗)		法人の場合は定款及び、 法人の全部事項証明	
字図	0		申請地・隣接地に所有者・地目・地積を記入する 方位・縮尺も記入されていること ※字境の場合は対面地の図面も必要	杵築法務局
見取図	0		現地調査に必要な見取図(住宅地図) ※申請地は赤で示す	
営農計画書	0		取得しようとする農地の利用 及び事業計画書(5ケ年分)	
契約書の写し	0		売買の場合は必ず添付	
耕作証明書	0		他市町村在住者のみ添付(県知事許可分のみ)	
所有者の同意書 (申請地が小作地の場合)	0		小作人以外の者が所有権を取得する場合(許可申請前6ケ月以内 のものに限る)	
当該賃貸契約書の写し		0		
合意解約を証する書面		0		
印鑑(認印)	0	0	訂正等が必要な場合のために申請書上部欄外に捨印を捺印	

3条… 農地・採草放牧地の権利移動(所有権の移転、地上権、永小作権、質権、 使用貸借による権利、賃貸借若しくはその他の使用及び収益を目的とする 権利の設定若しくは移転)

18条… 農地・採草放牧地の賃貸借の解約等

- ※ 農業生産法人の場合は別途による
- ※ 申請者が連署すること。ただし、競売又は公売の場合は買受人が単独で可
- ※ 行政書士等の代理人による許可申請の場合は委任状及び確認書が必要

◎ 毎月20日が当月の申請締め切り日です。

(※20日が休日の場合はその前日等)

日出町農業委員会 TeL0977-73-3125

農地法第3条の規定による許可申請書(別添)

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

		農地面積					採草放牧地面積
→ ~		(m^2)	田	畑	1	樹園地	(m^2)
所	自作地						
有	貸付地						
	-						
		新 在	地番	地	目	面積(㎡)	状況•理由
地		771 11.	地田	登記簿	現 況	四/貝(111)	小儿
	非耕作地						
			·				

		農地面積					採草放牧地面積
		(m^2)	田	火	田	樹園地	(m^2)
所有地	自作地						
地以外	貸付地						
0							
土		能 左	• 地 番	地	目	面積(㎡)	 状況・理由
地		7月 1年		登記簿	現 況	四個 (III <i>)</i>	从仇"连田
	非耕作地						

(記載要領)

1 「自作農地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。

なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地

2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として「~であることから条件不利地である」、「賃借人○○が○年間耕作放棄している」、「~のため○年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑	樹園地	採草放牧地
作付(予定)作物				
権利取得後の 面積(㎡)				

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類			
確保しているもの	所 有			
	リース			
	所 有			
導入予定のもの				
	リース			(資金繰り)

(記載要領)

- 1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資が受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。
- (3) 農作業に従事する者
 - ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況 農作業歴 年、農業技術修学歴 年、その他()

②世帯員等その他常時雇用	現在:	(農作業経験の状況:)
している労働力(人)	増員予定:	(農作業経験の状況:)
③臨時雇用労働力	現在:	(農作業経験の状況:)
(年間延人数)	增員予定:	(農作業経験の状況:)

④ ①~③の者の所在地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

2 その法人の事業の種類等 (別紙	に記載	載し、済	5付)									
<農地法第3条第2項第3号関係>												
3 信託契約の内容 (信託の引き受け	ナにより	り権利は	が取得	される	場合)							
~	/ J /:::Til	→ T= /E	በ ኤን	し上フェ	l√ ≀ × /ππ	1 4	マ [日 /	\ \				
<農地法第3条第2項第4号関係> 4 権利を取得しようとする者又はその									か悪ん	作業へ	の従	車仆
・ 電視を取得しようとする名文は C。	ク座市	中只可	νν11 <i>γ</i>	ИТТЕ .	入りる伝	と田ソノ	平木(C 犯 安	・ よ)区		·07/JC	7 1/\
(1) 常時従事している者の氏名												
(2) 年齢												
(3) 主たる職業												
(4) 権利取得者との関係												
(5) その者の農作業への従事状況	(該)	当する	期間(氢	実績又	は見込	込み)を	<u>~</u> ← →	で示す	_)			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に 必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する 期間												
(「農作業に常時従事する期間」とは、 事できる状態にあることをいう。)	その	期間、	必要	な農作	業(耕	持 うん、	播種、	施肥	、草刈] []等) [i	こいつ	でも従
ずくこの小派にめることとう。)												
〈農地法第3条第2項第5号関係〉			- 164	*.! * /F					115.5=	/ <u></u>	`	
-1 権利を取得しようとする者又は	- ,	.,.,					経営	面槓()		. ,,,)	
(1)権利取得後において耕作の事業		. , ,				-			n	ĺ		0
(2)権利取得後において耕作又は	&畜∅)事業	に供す	トる採	草放物	女地の	面積	の合計	- =			m²
							t 111			/ 41 64	`	
-2 権利を取得しようとする者又は	- ,											
以下のいずれかに該当する場合	•		_ ,,_ ,,	. , -	,	•		,				
□ 権利の取得後における耕作	三の事	業は、	草花	等の素	は培で	その私	全営が	集約的	内に行	「われる	350	である
ロー佐和と時間にはしたて来ぶ	· ## -	火	100	e il	.))-1	ナ ベノ	## <i>Ա</i> և ¬	コルや	** +/~)	44 W &		シャトル
□ 権利を取得しようとする者が その権利を取得しようとするも			• • •							-		
面積の合計又は耕作若しくは	養畜	の事	業に供	すべ	き採草	放牧	地の配	頭積の	合計	又は耕	作若	しくは
養畜の事業に供すべき採草が	放牧均	他の面	積の台	合計が	、その)交換	による	権利の	の転移	多の結果	果所要	更の
面積を下ることとならない。												
□ 本件権利の設定又は移転に	ナマ	の位置	置、面积	漬、形	状等/				接する			

き、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得

するものである。

<農地法第3条第2項第2号関係>(権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合)

<農地法第3条第2項第6号関係>

6	農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人	. 等
	が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付して丁	「さ
	V ₀	

V	, 0																
		賃借 <i>)</i> ることが						•				て耕作	乍、採ュ	草又は	家畜の	の放牧を	す
		賃借/ 農地(の貸した	呆有合	理化法	人又	は農地					,, .			売買等	学事業(の実施に	こよ
		に供す		貸し付	けようと		易合で	ある。	就培での作作			外の作	=物を	栽培す)	ること	。)の目的	勺
		農業生	上産法	人の常	時従	事者た	る構成	え員が	その土	地を	その注	人に	貸し付	けよう	とする	場合であ	っる
<農	地法	第3条	第2項	第7号	関係>	>											
7 周	辺地	也域との	関係														
設	定し		移転し	ようとす	する農地	地又は	採草店	汝牧地	他の周							が、権利の利用に	
		とば、集 への支障				, , ·		対組へ	の支障	章、農薬	薬の使	用方法	去の違	いによ	る耕作	又は養畜	ÎΟ

Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等 農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。 また、当該契約には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から○○日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。

乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>	
8 地域との役割分担の状況	1.1/
地域の農業における他の農業者との役割分担について、 具体的にどのような場面でどのような役割担を担う計画であるかを以下に記載してください。	分
(例えば、農業の維持発展に関する話合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの連守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)	掌
<農地法第3条第3項第3号関係>(権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載)	
9 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の 名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況	氏
(1) 氏名	
(2) 役職名	
(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況	
その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間 : 年	月
そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間 : 年 月 (直近の実績)	
年月(見込み)	
Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項	
10 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Iの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載して下さい。	2
(1)以下の場合には、Iの記載事項の全ての記載が不要です。	
ローフの原復によるよう佐利な地「佐/見社笠000名の0笠1項の地「佐) フはったし中京と同じ	· /
□ その取得しようとする権利が地上権(民法第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じ するその他の権利である場合	/
□ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組 若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより、農地又は採草放牧地の権利	
取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の3	1
第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合	i
□ 権利を取得しようとする者が暑観整備機構である場合	

(2)以下の場合は、I の1-2(効率性)、2(農業生産法人要件)、5(下限面積)以下の記載事項を記載してください。
□ 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
□ 地方公共団体(都道府県を除く)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は 公共用に供すると認められる場合
□ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
□ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
(3)以下の場合は、I の2(農業生産法人)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。
□ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除 く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その 他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場
□ 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
□ 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼育の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
(留意事項)
上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。 該当していることを証する書面を添付してください。
 その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共 団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般法人
□ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利 を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹
(事業・計画の内容)

営農計画書

営農計画者	住 所	
	氏 名(名称)	(EII)

1 収支計画

	作目	名	地目	作付面積	10a当たり収量	単価	粗収益	生産費用	収 益		
				m²		円	円	円	円		
現在耕作している農地											
地	計										
申請地											
	計										
	合	計							_		

2 作付及び管理計画 (\square … 耕起、 \times … 播種、 \triangle … 定植、- … 肥培管理、 \bigcirc … 収穫)

	作目名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	就 労 延日数
-		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	日
申請地		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
に係		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
る計画		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
凹 		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
就分	芳延日数													

(注)上段の()内は、作物別、月別に就労延日数を記入すること。

下段は作物別に耕起、播種等の時期を上記記号で記入すること。

2	申請地の)答押[ちてぶん	七举七法	
)	HH 보티 기타스	ノ日ノモル	く しいエ	$F + H \cap H$	

水管理	ア自己管理	イ 委 託	ウ その他()
病害虫防除	ア個人防除	イ 共同防除	ウ その他()
委 託 作 業	1) () ()

4 農業用施設整備計画

施設名	施設の概要(規格、棟数等)	費用
		万円

5 農機具所有(購入予定)状況

種	類	所	有	農	機具	購入	予定農	機具
種	類							
数	量							

6 就労労働力の状況

氏	名	年齢	続柄	職業	農業従事日数	農業以外の日数	農作業従事状況
人数計	人				1人 日× 人 延 日		

7 通作方法

通作距離(片道)	km	(備考)
交通手段		(備考)
所要時間(片道)	分	(備考)

8 資金調達方法

自己資金	借入	資 金	資 金 合 計	備考
		円		
	借入先			

9 収穫物の販売及び流通の方法(農協 市場等)

$\overline{}$, 权侵物"规则及U加通"从位 (反肠、口物 寸)	
	[販売方法]	[流通方法]
l		

10 兼業の状況(兼業のない場合はない旨)

 //////	· · / V		- 61 · % 1 (5) 61 · 1/	
業	種	名	個人・法人の別(法人の場合は名称及び所在地)	法人における役職名

(注)業種名は、林業、漁業、建設業、製造業、金融業ほかを記入のこと。

農業経営五カ年計画書

	年次	作 物 名	面 積 (a)	生産量(kg)	単 価 (円)	生産額(円)	生産額計(円)	農業支出 (円)	純 益 金 (円)	備考
	_									
	年									
農	次									
	-									
業	年									
	次									
経	Ξ									
	年									
営										
	次									
計	四									
口口口	年									
	次									
画										
	五.									
	年									
	次									

農機具購入計画

農機具	鬼 格・性能等	購入台数	購入金額	購入予定年月日	適	用
			円	年 月		

- 4)農業経営に供すべき農地(現在耕作している農地及び申請地)のすべてについて、当該農地を効率的に利用すること。
- 5)特別な事情がある場合は備考欄にその状況を記入すること。
- 6)作物名等記入欄が不足する場合は、コピー等で対応すること。

- ※ 1) 計画は五年次まで記入すること。
 - 2) 農機具は主要農具のみ記入すること。
 - 3) 経営計画作成にあたっては、県振興局生産 流通部、農林課、農協等関係機関、関係技 術者にご相談ください。